

# 火山噴火緊急減災対策に関する検討会

## (第2回) 議事次第

日時：平成18年11月7日（火）15:00～17:00

場所：シェーンバッハ・サボー「穂高」

### 1. 開会挨拶・委員紹介

### 2. 委員長挨拶

### 3. 討議事項

(1) 第1回検討会議事要旨の確認

(2) 火山噴火緊急減災対策について

(3) 「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」について

### 4. 今後の予定

### 5. 閉会

#### (配布資料)

資料-1 第1回検討会議事要旨

資料-2 火山噴火緊急減災対策

資料-3 「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」の構成（案）

参考資料-1 火山噴火時の各機関の対応状況

参考資料-2 噴火シナリオ

参考資料-3 火山ハザードマップの作成と活用

参考資料-4 火山活動の監視・観測体制

参考資料-5 「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」（初稿）

## 火山噴火緊急減災対策に関する検討会 設立趣旨

現在日本には108の活火山が分布しており、1990年の雲仙・普賢岳、2000年の有珠山や三宅島など、近年火山噴火による災害が頻発しています。これに対して、108の活火山のうち周辺地域の重要度や緊急性の高い29火山に対しては、火山砂防事業や火山噴火警戒避難対策事業により噴火災害を軽減するための対策が行われています。

しかし、砂防えん堤等の整備率が低い現状下において、火山噴火による溶岩流や泥流等の被害を皆無にすることは困難であります。一方、近年の噴火災害の経験から、特に関係機関が連携した火山活動状況に応じた緊急対策工の施工やソフト対策が重要であることが明らかになってきました。

このため、火山噴火対策を検討する際には、現状の整備状況を踏まえ火山活動状況に応じた対策を行うことによって被害を軽減させることを目的とした緊急的な減災対策が必要です。そのためには、緊急時に円滑に対策ができるよう事前に工事用地や資材を確保することや、緊急時の動員体制や機械の施工能力などを検討する必要があります。

また、火山が噴火した場合には広域的な被害をうける可能性があることを考えると、地域住民の広域的な避難や火山監視体制の強化、火山周辺の土地利用状況や観光面への配慮など、火山地域における土地利用を含めた火山防災対策を実施していく必要があります。

このような状況のもとで、国土交通省河川局砂防部では内閣府、防衛庁、総務省、林野庁、気象庁と連携を取りつつ、29火山において火山噴火時の緊急減災対策並びにそのための事前に実施すべき事項や工事用地の確保の方針を定めた「火山噴火緊急減災対策」の計画を策定することとしました。これらの計画を策定するために、実際の緊急対策事例、各種法規制への対応や対策工種の選定方法などをガイドラインとしてとりまとめることを目的として、学識経験者および行政内部の災害時対応経験者により「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」を設立いたします。

## 火山噴火緊急減災対策に関する検討会 委員名簿

委員長：新谷 融 北海道大学名誉教授（砂防）

(学識委員)

副委員長：荒牧 重雄 東京大学名誉教授（火山）  
池谷 浩 (社)砂防学会副会長（砂防）  
石川 芳治 東京農工大学大学院共生科学技術研究部教授（砂防）  
石原 和弘 京都大学防災研究所火山活動研究センター教授（火山）  
地頭菌 隆 鹿児島大学農学部助教授（砂防）  
山田 孝 北海道大学大学院農学研究科助教授（砂防）

(行政委員)

池内 幸司 内閣府（地震・火山対策担当）参事官  
深山 延暁 防衛庁運用企画局事態対処課長  
金谷 裕弘 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長  
矢部 三雄 林野庁森林整備部治山課長  
中野 泰雄 国土交通省河川局砂防部砂防計画課長  
横田 崇 気象庁地震火山部火山課長

## 火山噴火緊急減災対策に関する検討会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 検討会は、火山噴火時の緊急対策・対応について砂防事業者並びに関係行政機関が行うべき事項や平常時からの準備について検討し、「火山噴火緊急減災対策ガイドライン(案)」としてとりまとめることを目的とする。

### (組織等)

第3条 検討会は、砂防計画、火山、防災等に関し学識経験を有する者及び関係行政機関により構成される。

2. 検討会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
3. 委員の任期は1年とする。

### (委員長)

第4条 検討会には委員長を1名置くこととする。

2. 委員長は会務を総括する。
3. 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省河川局砂防部砂防計画課及び砂防センター総合防災部に置く。

### (規約の改正)

第6条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

### (雑則)

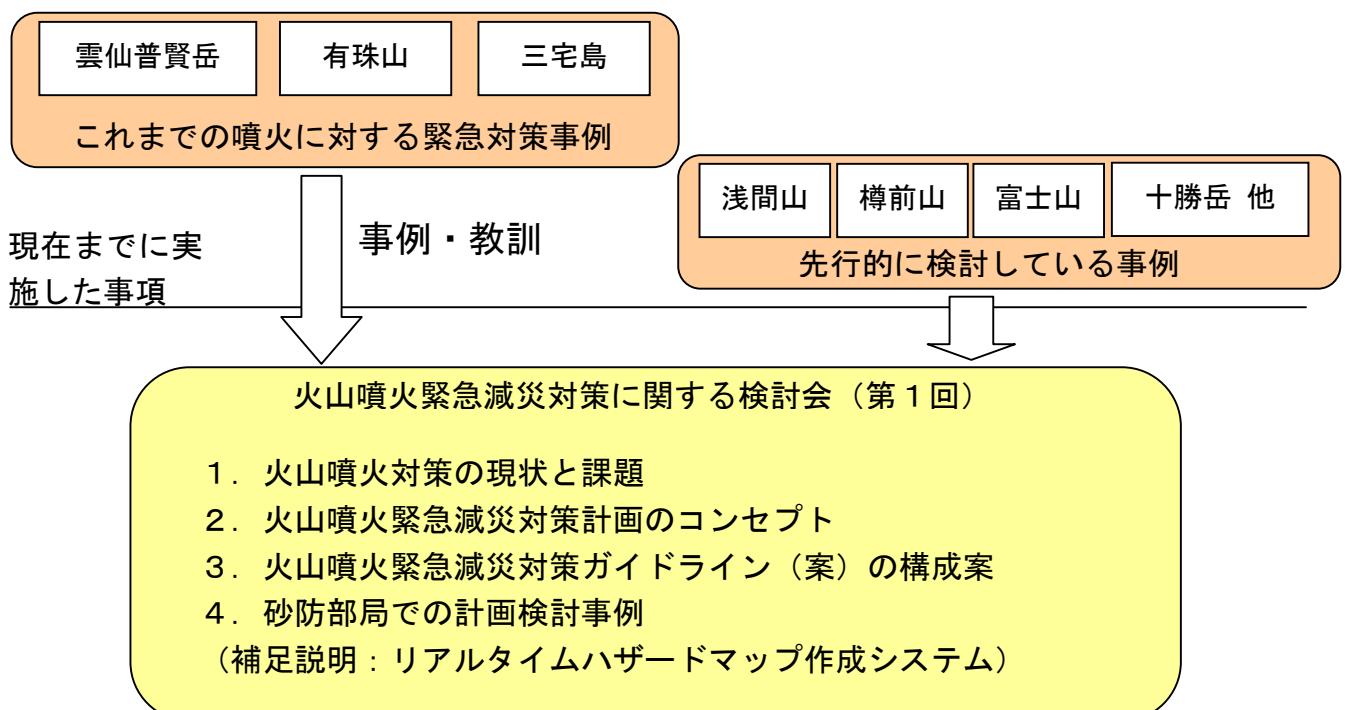
第7条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

### 付則

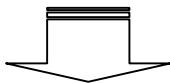
#### (施行期日)

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

## 火山噴火緊急減災対策の概要

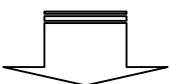


平成 17 年度



平成 18 年度以降

関係機関との協議・調整



火山噴火緊急減災対策に関する検討会（第2回）

1. 第1回検討会議事要旨の確認
2. 火山噴火緊急減災対策について
3. 「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」について



火山噴火緊急減災対策に関する検討会（第3回）

1. 第2回検討会議事要旨の確認
2. 「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」について



火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）

平成 19 年度以降

順次、緊急度の高い火山から、国土交通省、都道府県の砂防担当部局が  
関係行政機関と連携しつつ、火山噴火緊急減災対策計画を作成し、実施。